

第4期雲南市農業委員会第36回総会議事録

1. 日 時 平成26年6月24日(火) 13:30~14:40

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(34名)

1番 内部武雄 2番 永井尚二 3番 錦織邦男 4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章 6番 日野一夫 7番 片寄健治 8番 竹下房子
9番 高島幹雄 10番 竹内 勉 11番 狩野幹美 12番 持田明典
14番 杉山正美 15番 鳥谷悦雄 16番 星野朝義 17番 川上蘆求
18番 嘉本輝雄 19番 白築 進 20番 白築美雄 21番 山本博子
23番 白築 剛 24番 青木征温 25番 名原玲子 26番 小田久義
27番 藤原修至 28番 高田 耕 29番 加藤一郎 30番 廣澤幸博
31番 石橋義明 32番 武田京子 33番 周藤寛洲 35番 陶山直利
36番 勝部有二 37番 板持 庸

4. 欠席委員(3名) 13番 高橋敬二 22番 藤原克巳 34番 橋本 博

遅刻届 (2名) 1番 内部武雄 12番 持田明典

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第213号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第214号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第215号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第216号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。
議 長	ただ今から平成26年第36回総会を開会いたします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ただ今の出席委員は32名であります。欠席委員は13番高橋委員、22番藤原委員、34番橋本委員から欠席届が出ております。また、1番内部委員、12番持田委員から遅刻届が出ています。
議 長	雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第36回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。
議 長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、35番陶山直利委員、36番勝部有二委員を指名します。
議 長	日程第2、諸報告を行います。 事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・会議等の予定について
議 長	事務局から説明がありましたが、ご質疑がございますか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	日程第3、議案の上程を行ないます。 それでは最初に、「議第213号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書4ページをご覧ください。「議第213号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、畑・現況、畑、面積は合計304㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲渡人の要望によるもの」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり300,000円で、確認は〇〇委員です。本件について</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>は、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p>
1 5 番	<p>□□さんは、ここだけを管理しておられます。荒れていまして、周りが畑とということで、□□さんに頼まれまして譲受けて作られます。</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第213号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第213号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第214号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページをご覧ください。「議第214号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況雑種地、面積は406㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的はゲートボール場で、転用理由は、「土地を造成し、ゲートボール場として利用する」とのことです。始末書が提出されており、「平成元年5月に造成し、ゲートボール場として利用してきた」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は急峻な山中にあり、今後の維持管理が困難であるため、申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は自宅から離れており、管理が困難なため、申請地へ移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は86㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫で、車庫1棟26.40㎡を建築されます。転用理由は、「車庫がなく不便なため、建築したい」とのことです。始末書が提出されており、「昭和60年に車庫を建築し、利用してきた」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.98㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上6件の申請につきまして、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p>
29番	<p>申請番号1番についてです。始末書が付いております。農地パロールの際に指摘をしまして、何年かお願いをしてやっと申請書を提出いただいたのが実態です。長年使ってこられた状況や、住宅地の真ん中にゲートボール場があり人が集まりやすい状況でして、「代替性なし」にしか当てはまらないのが実態でした。ご承認いただき</p>

発信者	議 事 録 要 旨
29番	ますようよろしくお願ひします。
7番	申請番号5番についてです。今年26年度の固定資産税の明細書と登記簿を照合したら合わない所があり、実態に合わせるということで転用申請書を出されました。28年位前に転用の認識がなく、うっかりして車庫を建築し申し訳なかったとのことです。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願ひします。
28番	申請番号2番の墓地の件についてですが、申請人の□□さんの自宅はどこですか。大体自宅の近くに墓を設けるのが一般的かと思つて図面を見ておりますが、どこが住居でしょうか。
事務局	<p>図面の10ページをご覧ください。住宅は、申請地の隣の△△-△の所になります。また、9ページの地図ですと、申請地の左側に□□□□さんの住居が記載されていません。</p> <p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第214号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よつて、「議第214号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	次に、「議第215号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは議案書の9ページからご覧ください。「議第215号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外5筆、地目は登記簿・現況とも田が4筆、登記簿・現況とも畑が2筆、面積は合計2,744.48㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地造成で、分譲地10区画を造成されます。転用理由は、「公有地の拡大の推進に関する法律及び雲南市定住施策に基づき住宅団地を造成し、分譲を行う」ということです。農用地区域外で土地代は、10アール当り6,172,000円、確認は〇〇委員、〇〇委員です。農地区分は「住宅・事業用施設又は公共施設・公益的施設が連たんしている区域である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田が1筆、登記簿・現況とも畑が1筆、面積は合計497㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は農家住宅で、住宅1棟143.25㎡を建設されます。転用理由は、「現在の自宅の東側が最近崩れ、自宅の北側が土砂崩れの危険があるため、より安全な場所に居住し、これを機会に孫夫婦と同居することとなったため、申請地を転用し、住宅を新築したい」ということです。農用地区域外で土地代は、孫ということで無償、確認は〇〇委員です。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断致しました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況宅地、面積は22㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地拡張です。転用理由は、「宅地が狭く整備拡張する」ということです。始末書が提出されておりました、「昭和58年より宅地の一部として利用してきた」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は、10アール当り1,200,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>以上3件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p>
15番	<p>申請番号1番についてです。面積は2,744㎡でして、〇〇委員さんと確認をしました。図面の30ページから33ページをご覧ください。農地の良いところですが、市</p>

発信者	議 事 録 要 旨
1 5 番	の計画で住宅団地を整備されるということです。周辺には〇〇の交流センターや福祉センターがあります。ご審議よろしくお願ひします。
2 番	申請番号3番についてです。譲受人□□□□さんのお父さんが、〇〇に家を建て替えられました。その後増築するために22㎡の土地がどうしても必要となったということです。その当時は□□□□さんの祖父と□□さんのお父さんが、約束し売買されました。しかし、売買されただけで後の処理がしてなかったということです。今回、譲渡人の□□□□さんは全ての土地の調査を土地家屋調査士に依頼され、その際にこの案件が出てきて直ちに申請をされました。長年放置していて申し訳なかったとのことです。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	他にはありませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願ひします。
2 9 番	申請番号1番についてです。△△-△はちょっと離れた所にありますが、転用理由はこれで良いのでしょうか。それと、教育委員会かと思いますが、この地域は学校区のことを懸念されますので話し合いをしていただきたいです。
2 番	確認の際に土地開発公社に聞いたところでは、教育委員会と土地開発公社で話し合いをされ、条件面等整理がついてから分譲されるそうです。
事務局	図面の31ページをご覧ください。△△-△の隣接地に宅地△△-△があります。こども計画に加わってしまひて、一体として整備されます。
2 番	△△-△は、今は何も建物は立っていませんが鶏舎あとです。
議 長	他にはありませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第215号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第215号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第216号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
議 長	<p>それでは議案書の12ページからご覧ください。「議第216号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。</p> <p>今回の案件は大東町1件、三刀屋町1件の計2件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議願います。</p> <p>14時35分までに、ご協議をお願いします。</p> <p>(14時20分から14時35分まで各町で協議)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。</p>
29番	<p>大東町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
16番	<p>三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第216号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第216号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認」については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、7月の総会は7月18日（金）午後1時30分から「木次町サンワーク木次」で開催いたします。</p>
議 長	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
議 長	<p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1)農業委員会をめぐる情勢について</p> <p>(2)ルーラル・ミーティング in しまねの開催について</p> <p>(3)行政組織機構の見直し（案）について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____